

中古住宅適合証明申請書  
(フラット35・財形住宅融資)

(第一面)

独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続き及び申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報  
の取扱いについて同意の上、下記のとおり物件検査及び適合証明を申請します。(注1)

なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。

手数料請求先 会社名:

所属/担当者名:

住所: 〒 ( ) ( ) ( )

電話: ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

検査機関名  
建築士事務所名

一般建築士事務所 Via BARTOLO34 殿

申請日 平成 年 月 日

申請者

郵便番号 〒 ( ) ( ) ( )  
現住所  
電話番号 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
申請者名 印 担当者 ( ) ( )

融資の種類  フラット35のみ  フラット35+財形住宅融資(リ・ユース<sup>+</sup>プラス住宅、リ・ユース<sup>+</sup>プラスマンション)  
 財形住宅融資(リ・ユース<sup>+</sup>プラス住宅、リ・ユース<sup>+</sup>プラスマンション)のみ  財形住宅融資(リ・ユース住宅、リ・ユースマンション)のみ(注2)

建物の所在地 地名地番  
住居表示

建物又は団地の名称(マンションの場合) 住宅番号 号

売主名又は不動産仲介等業者名 担当者 ( ) TEL. ( ) ( ) ( ) ( )

住宅の種類(注3)  一戸建て等  マンション

戸建型式  一戸建て  重ね建て  連続建て  共同建て  
併用住宅区分  専用住宅  併用住宅※  
※フラット35(中古住宅)の場合に限る

フラット35S(優良住宅取得支援制度)の基準の適用(注4)(注5)  有  無  
フラット35Sの適用する基準(注6)(注7)  
 1.省エネルギー性  2.耐震性(  耐震等級  免震建築物)  
 3.バリアフリー性  4.耐久性・可変性  
【中古タイプの場合】  
 5.開口部断熱(省エネ)  6.外壁等断熱(省エネ)  
 7.段差解消(バリア)  8.手すり設置(バリア)  
【20年金利引下げタイプ】  
 9.省エネルギー性  10.耐震性  
 11.バリアフリー性

提出書類 別添の適合証明申請書類チェックリストによる

確認済証の有無  有  無  
増・改築 修繕の有無  有  無

適合証明書発行希望日 平成 年 月 日 現地調査希望日 平成 年 月 日

備考

※検査機関等受付欄 ※検査者等名 ※決裁者名 ※整理簿等記録照合欄 ※判定欄  
(証明年月日及び番号)  
平成 年 月 日  
第 号  
※備考欄

- (注1) 必ず、第二面の「申請者確認事項」及び「個人情報の取扱い」をご確認ください。
- (注2) 財形住宅(リ・ユース住宅、リ・ユースマンション)の適合証明書交付を希望した場合、当該適合証明書はフラット35(中古住宅)、財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション)の適合証明書として利用できませんのでご注意ください。
- (注3) 「一戸建て等」:一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅  
「マンション」:地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造(性能耐火含む)又は準耐火構造)
- (注4) フラット35S(中古タイプを除く。)の適合証明業務を行うことができるのは検査機関のみです。適合証明技術者による判定はできませんのでご注意ください。
- (注5) フラット35による住宅ローンの借換えの場合は、フラット35Sを利用することができません。
- (注6) フラット35Sの適用については、フラット35Sの基準のうちいずれか1つ以上の基準への適合が必要です。
- (注7) フラット35S(中古タイプ及び20年金利引下げタイプ以外)のうち省エネルギー性又は耐久性・可変性、フラット35S(中古タイプ)のうち外壁等断熱(省エネ)、フラット35S(20年金利引下げタイプ)のうち省エネルギー性の適用は、新築時にそれぞれの基準を満たす適合証明書等又は建設住宅性能評価書の交付を受けている場合に限りです。